

拡充を図った。

6 外国船舶の監督の推進

近年における人的要因に係る海難等の発生に対応するため、操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）に係るPSCやISMコードに関するPSCを重点的に実施するとともに、GMDSS（海上における遭難及び安全のための通信システム）の関連要件等に関するPSCの強化を図った。

また、東京MOUに基づき、検査官研修及びセミナーの開催等、PSC実施体制の充実強化を図っている。

第5節 各種船舶等の安全対策の充実

1 小型船だまり、マリナー等の整備

(1) 小型船だまり等の整備

漁船等の小型船舶が専ら利用する漁港にあっては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努めた。また、プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため、新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容するための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに、漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港漁村活性化対策事業を実施し、漁港の秩序ある利用を図った。

漁船等の小型船舶と大型船舶とが共に利用する港湾にあっては、小型船だまりを港内の適切な位置に整備することにより、小型船舶とその他の船舶との分離を図った。

(2) マリナー等の整備

港湾の秩序ある利用を図るとともに、プレジャーボートの適切な係留・保管場所を確保するため、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリナー等の整備を平良港等10港で実施した。ま

た、既存の静穏水域や遊休護岸を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留施設であるボートパークを和歌山下津港等12港で整備した。

マリナー等の施設整備に当たっては、プレジャーボートの活動の安全を確保し、秩序ある海域の利用を図るため、施設の配置計画に十分留意するとともに、施設における安全性の確保に努めた。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

近年、様々な問題が顕在化している放置艇対策として、係留・保管能力の向上とあわせて、港湾法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進した。

また、小型船舶の所有権の公証及び放置艇対策を目的とした小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が平成13年7月4日に公布され、14年4月1日に施行された。この法律の施行により、小型船舶の所有者が確認され、放置艇の適切な保管場所への誘導等の効果が期待される。

2 漁船の安全対策の推進

漁船の海難による死亡・行方不明者数は、他の船舶よりも高い水準となっており、全体の4割以上を占めている。この現状を踏まえ、死亡・行方不明者を伴う可能性の高い衝突、転覆、乗揚げ等の海難を防止するため、海難防止講習会の開催や訪船指導の実施等により、見張りの励行等について指導・啓発を行い、乗組員の安全運航の意識向上に努めた。

専ら本邦の海岸から12海里以内において漁ろうに従事している総トン数20トン未満の小型漁船は、当分の間、船舶安全法に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶の安全性について評価を行った。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いて安全対策の強化を図るため、海難が多発している海域で操業する漁船の主要漁業基地にお

いて、生存対策に関する講習会を開催する等、所要の対策を講じた。

3 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の救助体制の充実強化

ア 巡視船艇・航空機による救助体制の強化
特に海難の発生の可能性が高い沿岸部については、プレジャーボート等の活動が活発化する時期及び海域を考慮しながら、より効率的に巡視船艇を配備するとともに、ヘリコプターの高速性、捜索能力、つり上げ救助能力等を最大限に活用する等、救助体制の強化を図っている。

イ 海難情報の入手体制の整備

プレジャーボート等の活動に伴う海難の情報を迅速かつ的確に収集するため、マリネレジャー用無線機の普及を図るとともに、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手し、海難救助等をより一層迅速かつ的確に行うため、通報者が覚えやすい緊急通報用電話番号「118番」の運用を行っている。

このほか、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に適切に対応するため、衛星非常用位置指示無線標識（衛星 EPIRB）を搭載したプレジャーボート等からも遭難情報の入手が可能なシステム（COSPAS/SARSAT システム）の地上施設の運用を24時間体制で行っている。

ウ 民間救助体制の整備

（社）日本水難救済会に対し、救難所等の新設、救助用器材の整備、地方公共団体との連携強化等を計画的に推進することにより、活動の活発化を図るよう指導するとともに、（財）日本海洋レジャー安全・振興協会の行うプレジャーボート等を対象とした会員制救助サービス（BAN: Boat Assistance Network）を積極的に支援している。

(2) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等を利用したマリネレジャーの健全な発展を図るためにはプレジャーボート等

の海難の増加傾向に歯止めをかける必要がある。

このためには、マリネレジャー愛好者自らが安全意識を十分に持つことが重要であることから、海難防止講習会や訪船指導等を通じ、レジャー目的に応じたきめ細やかな海難防止指導を行っている。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリネレジャースポーツ利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び（財）パーソナルウォータークラフト安全協会等関係団体との協力体制の強化等を通じて効果的な安全対策を推進している。また、（財）沖縄マリネレジャーセイフティビューローでは、警察と連携して、マリネレジャー環境の整備、マリネレジャー提供業者に対する安全対策の指導、県民に対する安全意識の啓蒙等の活動を実施し、水上の安全確保を図っている。

(3) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図った。

(4) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

海中転落事故に際しては、まず海上に浮くことが死亡事故防止にもっとも役立つことから、救命胴衣の着用率を向上させるための方策について検討を行ってきた。この結果に基づき、常時着用により適した救命胴衣の技術基準の導入等の対策を検討した。

(5) マリネロード構想

海道の旅（マリネロード）構想は、マイカーでドライブに行くようにプレジャーボートで海道を使って、安全に楽しくクルージングできる環境整備を進めるものである。具体的には、係留場所、補給等に適した港湾やマリーナ等を宿場町とし

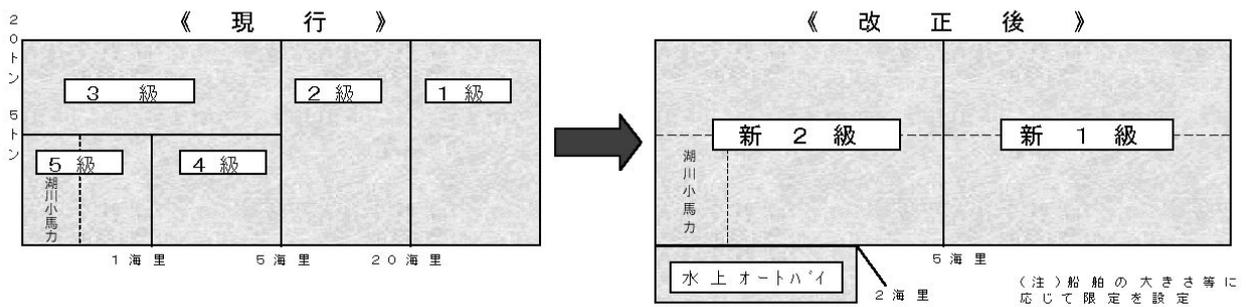
小型船舶操縦士制度の見直し

近年における国民のレジャー活動に対する関心の高まりや多様化を背景として、小型船舶を利用した水上レジャーは活発化している。そして、水上オートバイなどの登場により、幅広い層の人々が手軽に参加するものとなり、利用者のニーズも変化している。

他方、小型船舶の海難・事故は増加傾向にあり、小型船舶の安全対策の充実を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、小型船舶に係る利用者ニーズの変化に的確に応えるとともに、小型船舶の航行の安全を図るため、船舶職員法に基づく小型船舶操縦士制度を見直し、小型船舶操縦者と船舶職員との資格体系の分離、小型船舶操縦士の資格区分の再編成、小型船舶操縦者が遵守すべき事項の明確化等を内容とした船舶職員法の一部を改正する法律案を第154回通常国会に提出した。

小型船舶操縦士の資格区分の再編成



水上オートバイ



て、それらを結ぶ推奨ルートを設定し、また、気象・海象情報、海上安全情報及び観光やレジャー等の利便情報を提供するとともに、万一の場合に備え、民間救助機関による安全サポート体制を構築するというものである。マリンロード構想を通じて、マリンレジャー愛好者の自己責任意識及び安全意識の向上を図っていくこととしている。

平成13年度は国土交通省、地方公共団体及び民間を交えた検討会を開催し、宿場町要件、推奨ルートの設定要件及び情報提供の在り方等の基本コンセプトを構築した。

(6) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶はもとよりプレジャーボート等に対しても、ユーザーが必要とする気象・海象等の情報をインターネット等を使用して容易に入手できるシステムを整備している。

そのほか、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、愛好者に対し安全に関する情報をリアルタイムに提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図っている。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成13年は、旅客船等に対する海上保安官の警乗や、4万7,964隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により2,241件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な1,058件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導等の実施等により航法、海事関係法令等の遵守、運航マナーの向上、出港前点検の励行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。また、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めている。一方、港内、主要狭水道等船舶交通

のふくそうする海域において、巡視船艇による船舶交通の整理及び航法違反等の指導取締りを実施している。

特に、海上交通安全法に定める11航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行っている。

このほか、年末年始には、海上旅客が増加するため、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等を重点対象船舶として、適切な見張りの実施、安全な速力での航行、航法遵守等安全運航の徹底、旅客定員の遵守等に重点を置き、全国一斉の指導取締りを実施し、法令の励行及び安全の確保に努めている。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化し、平成13年は、海事関係法令違反90人を検挙した。特に水上オートバイの事故については、水上（中）におけるレジャー事故に占める割合が最も大きい（約30%）ため、（財）パーソナルウォータークラフト安全協会との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。